

## 適正配置の方策（通学負担軽減策）整理（案）について

## 1 通学時間・通学距離について

## (1) 通学時間・通学距離の上限について

本委員会での審議では、通学時間・通学距離の上限を次のとおりとすることとした。

校種	適正配置（通学時間・通学距離の上限）
小学校	おおむね 45 分（3 km）以内
中学校	おおむね 60 分（4 km）以内

## (2) 通学時間・通学距離の方策を考える際の留意事項等について

通学時間・通学距離の上限を審議する中で、方策の検討等に当たっての留意事項として次のような意見が出された。

- ・たとえ通学時間・通学距離の範囲内であっても、通学時間や距離が長くなる児童や生徒に対しては必要となる対策を行っていく必要があるのではないかと。
- ・時間や距離とともに安全な登下校環境の整備について、併せて考えていく必要がある。
- ・毎日歩いて通学することは、体力向上の観点から重要である。安易にバスでの通学や自家用車での送迎を認めると、徒歩での通学がもたらす子どもの体力向上という効果が省かれてしまう可能性もあると思うので、その辺りも考慮する必要がある。

## 2 「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」における通学負担軽減策について

方針では、「通学区域の再編成に伴い、通学距離の上限（小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内）を超える場合、通学手段としてスクールバス等の導入を検討する」ものとしている。

なお、本市ではスクールバス等の導入を実施した実績はない。

## 3 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について

## ※アンケート調査報告書 P15 参照

- ・小学校では、保護者・教職員ともに「住宅から近い場所にある学校への通学を認める」が 1 位。2 位、3 位は、順位は異なるが「スクールバスを運行する」と「公共交通機関（バスなど）の利用を認める」となっている。
- ・中学校では、保護者は「自転車での通学を認める」、教職員は「公共交通機関（バスなど）の利用を認める」がそれぞれ 1 位。2 位は両方とも「自宅から近い場所にある学校への通学を認める」となっている。
- ・小・中学校ともに「自転車での通学を認める」については、保護者と教職員で選択割合が大きく異なり、教職員の選択割合は非常に低くなっている。

4 適正配置の方策（通学負担軽減策）整理（案）について

学校の適正配置の方策（通学負担軽減策）整理（案）としては次のものが挙げられる。 ※方策（案）は本市のこれまでの方策及び他自治体の事例を参考に作成

No	方策	内容	方策のメリット	課題や検討、対応が必要な事項
1	住宅から近い場所にある学校への通学を認める	住所により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの ※本市では、児童は「厚木市指定学校変更承認要綱」で定める「指定学校よりも著しく距離的に近い学校に就学を希望する場合」について、就学小学校の変更が可能。（生徒は「厚木市中学校選択制実施要綱」に基づき指定中学校の変更が可能。）	・人的・財政的な追加負担等がなく、通学に係る負担の軽減が可能 ・類似制度が整備されており、制度の導入が容易	・就学指定校より近い場所にある学校が存在しないケースには適さない ・就学指定校より近い場所にある学校も、通学時間等の上限を超えるケースには適さない ・指定就学校が小規模校である場合や近い場所にある学校が大規模校である場合、結果的に学校規模の偏りを大きくしてしまう可能性がある
2	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの	・定期的に運行しているため、乗り遅れた場合も次のバスでの登下校が可能 ・（スクールバスと比較して）市で乗降場所の確保等が不要 ・公共交通の利用が促進されるため、路線バス等の公共交通の維持に寄与する可能性がある	・既存の路線バスの運行がない地域では制度自体の利用ができない ・制度利用者におけるバス代の負担が発生する ・一般乗客がいるため、満員で乗車できない場合や車内トラブルの発生する可能性がある
3	スクールバスを運行する（地域コミュニティバス運行する）	児童・生徒が乗車する専用のバス（又は地域コミュニティバス）を運行し、学校まで通学するもの ※スクールバスの詳細については参考資料1参照	【スクールバス・地域コミュニティバス共通】 ・既存の路線バスの運行がない地域でも制度導入が可能 ・乗降場所をきめ細かに設定することが可能 【スクールバスのみ】 ・一般乗客がいないため、満員で乗車できないことや車内トラブルが発生する可能性が低い	・乗り遅れた場合、バスによる登校・下校ができなくなる可能性がある ・バスの導入・運行等に係る市の財政的負担が大きくなる可能性がある ・市による乗降場所の確保が必要
4	自転車の通学を認める	自転車を利用した通学を認めるもの	・児童・生徒が慣れ親しんでいる移動手段であり、公共交通機関やスクールバスなどと比較し、自由度が高く、利便性が高い ・既に自転車を所有している場合、金銭的負担が小さい	・車道通行等における安全対策を講じる必要がある ・制度利用者における自転車等の購入負担が発生する ・学校敷地への駐輪場の整備 ・雨天等の場合、他の交通手段が必要となる場合がある
5	家族などによる自家用車等での送迎を認める	家族などによる自家用車での学校までの送迎を認めるもの	・公共交通機関やスクールバスなどと比較し、自由度が高く、利便性が高い ・既に自動車所有している場合、金銭的負担が小さい	・各家庭の事情により制度利用ができないケースがある。（自家用車を所有していない場合等） ・送迎に伴う家族などの負担の発生 ・車が停留できるスペースの確保 ・学校周辺の交通混雑の発生、事故等のリスクの増加への対応

※No5 「家族などによる自家用車等での送迎を認める」は、アンケート調査の「6 その他」で回答あり。（アンケート調査報告書P37参照）

【審議の論点(案)】

- 通学負担軽減策の方策の種類、メリットや課題等の整理内容は妥当か。（追加すべき方策や留意すべき内容等がないかなど）